

4 確保すべき農用地の面積目標の管理手法について

(栃木県)

農業振興地域の整備に関する法律の改正により、令和7年4月から、農地の総量確保のための措置として、都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積目標の達成に向けた措置が強化され、農用地等以外の用途に供することを目的とした農用地区域からの除外（以下、「除外目的変更」という。）に係る都道府県知事の同意基準に「都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が追加されるとともに、知事が都道府県の面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは除外目的変更しようとする市町村に影響緩和措置を講じることを求めることとされた。

都道府県の面積目標への影響を及ぼすおそれの判断については、国が制定した農業振興地域制度に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）において管理の手法を具体的に示しており、前年の市町村の除外目的変更面積の合計が都道府県の一般転用年間許容量を超えた場合や農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回る事が判明した場合に、翌年度に除外目的変更を行う全ての市町村が影響緩和措置を講じる必要が生じるものとなっている。

自らは前年に除外目的変更を全く行わなかったにもかかわらず前年の他の市町村の除外目的変更面積の合計が都道府県の一般転用年間許容量を超えたため、又は自らの除外目的変更等が小規模であるにもかかわらず農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回る事となるため、翌年度に除外目的変更を行う際に影響緩和措置を講じる必要が生じる事となる市町村は不公平感を持つおそれがある。

除外目的変更は各市町村が行うものであるにもかかわらず、ガイドラ

インでは、一般転用年間許容量の設定方法、影響緩和措置の要否の判断、影響緩和措置を講ずべき割合などをいずれも都道府県単位で取り扱うこととしている。

この点について、市町村の農地の賦存状況や開発需要の状況による市町村間の除外目的変更の実施時期、除外目的変更面積の多寡等の相違が考慮されていないため、除外目的変更の実施市町村と影響緩和措置の実施市町村との関係が不明瞭となるなどの問題がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 都道府県の面積目標への影響を及ぼすおその判断等については、地域の実情に応じ、都道府県知事が管内市町村との協議等を踏まえ、自ら取扱い方針を設定するなどの手法により行えるようにすること。